

(5) 事務所別法人数

(26年3月31日現在)

区 分	普 通 法 人				特 別 人	公 益 法 人 等	人 格 な き 社 団 等	寮 等 の み を 有 す る 法 人	清 算 人	合 計
	県 内 法 人	分 割 法 人		計						
		本 県 本 店 分	他 県 本 店 分							
横 浜	21,723	1,576	3,733	27,032	557	(488)	85	1	447	(28,609)
神 奈 川	18,272	1,442	2,463	22,177	409	(302)	52	1	338	(23,278)
緑	11,903	778	1,477	14,158	293	(176)	25	0	264	(14,916)
戸 塚	19,619	753	1,033	21,405	603	(355)	53	0	465	(22,881)
川 崎	8,483	609	1,312	10,404	219	(126)	28	3	117	(10,894)
高 津	16,591	952	1,272	18,815	349	(266)	45	2	250	(19,725)
相 模 原	11,923	501	1,294	13,718	310	(166)	24	0	178	(14,398)
横 須 賀	12,522	372	537	13,431	399	(389)	61	145	253	(14,533)
平 塚	9,259	315	574	10,148	282	(175)	27	0	228	(10,860)
藤 沢	11,397	357	679	12,433	292	(185)	43	4	261	(13,214)
小 田 原	6,860	221	476	7,557	263	(279)	40	455	151	(8,290)
厚 木	14,076	571	1,693	16,340	328	(167)	40	0	255	(17,130)
合 計	162,628	8,447	16,543	187,618	4,304	(3,074)	523	611	3,207	(198,726)

備考1 ()内の数字は、事業税の納税義務者数を示す。この場合、()書きのない欄については、すべて同数である。

2 分割法人とは、2以上の都道府県に事務所等を有する法人をいう。